

後期試験に際しての注意事項

例年、定期試験において様々なトラブルが起きています。受験に際しては、以下のようないくつかのルールがあります。事前に確認し、試験に備えてください。

【登録していない科目の受験】

未登録の科目を受験し、その結果が無効となるケースが起きています。試験に際しては、必ず自分の登録した科目を確認の上受験するようにしてください。

【席の並び方】

最前列にならって、前後がまっすぐに並ぶように着席してください。また、となりの人とはひとつ席を離して並ぶことになっています。こうした状態になるまで試験は始められませんので、最初からこのことを念頭に置いて着席してください。

【学生証】

試験を受けるためには学生証の提示が必要です。忘れないよう注意してください。受験の際、学生証は机の端に写真面を表にして置いてください。万一、学生証を忘れた場合は試験実施本部(58年館2階教職員食堂)で「仮受験許可証」の交付を受けてください。

【不正行為(カンニング)】

例年、不正行為やこれと紛らわしい行為が報告されています。また、こうしたことに対する学生からの苦情も届いています。不正行為をすると、その科目が無効になったり(場合によっては全登録科目が無効となります)、停学といった厳しい処分を伴うこととなります。不正行為は絶対に行わないでください(別途、掲示「不正行為に対する措置」を確認すること)。また、答案用紙の持ち帰りも不正行為となりますので、必ず提出してから退出してください。

【携帯電話・その他電子機器類】

携帯電話・携帯電子端末等の電子機器類の使用は禁止しますので、電源を切り必ずしまってください。時計や電卓の代用として使用することも出来ません。

【退室許可と遅刻の場合の取り扱い】

退室は原則として、試験開始後20分を経過した時点で監督者の指示のもと可能となります。遅刻は試験開始後20分までしか認められません。これ以後の受験はできません。ただし、交通機関の事故等、本人の責によらない不測の事態により遅れた場合は、「遅延証明書」等の書類をもって速やかに試験実施本部(58年館2階教職員食堂)に申し出て、指示を受けてください。

- ※ 個人的理由による遅刻は認められません。
- ※ 遅れた時間以上の遅延証明(例えば試験開始から30分遅れた場合は、30分以上の遅延証明)でなければ認められません。
- ※ 通常の通学ルート of 交通機関の遅延証明でなければ受付できません。
- ※ 証明書の提出によって無条件に受験できるとは限りません。

【その他】

病気その他やむを得ない理由により受験できなかった場合、学部・担当教員によっては追試験を行うことがあります。各掲示板でよく確認してください。

- ※ 試験時間割は変更になる場合もあります。変更は掲示板でお知らせしますので、必ず確認してください。
- ※ 基礎科目・総合科目の時間割については、市ヶ谷基礎科目の掲示板を見てください。